別　紙

北陸農政局建設工事等契約事務取扱要領

平成 27 年 10 月 1 日付け 27 陸振第 35 号北陸農政局長通知
最終改正：令和 8 年 9 月 12 日付け 8 陸振第 909 号北陸農政局長通知

第１章　総　　則

（趣旨）

第１条　北陸農政局における建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の競争参加資格審査及び契約に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号。以下「省令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号。以下「特例省令」という。）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（競争参加資格の設定及びその公示）

第２条　令第 72 条第１項及び令第 95 条第１項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定並びに令第 72 条第４項及び特例政令第４条第４項の規定による資格の基本となるべき事項並びに資格の審査の申請の時期及び方法等についての公示は、会計年度ごとに、特別の事情がある場合を除き、当該年度の受付開始１か月前までに行うものとする。

２　前項の公示は、特定調達契約（特例政令第４条第１項に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係るものにあっては、特例省令第３条に規定する事項についても、併せて官報により行い、その他の契約に係るものにあっては、北陸農政局長の指定する場所に掲示して行うものとする。

（契約の種類）

第３条　令第 72 条第１項及び令第 95 条第１項の規定による競争に参加する者に必要な資格の設定は、次に掲げる契約の種類ごとに行うものとする。

(1)　建設工事契約（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）

(2)　測量・建設コンサルタント等契約（調査、測量、設計等に関する契約をいう。以下同じ。）

２　前項各号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表１に掲げるところによるものとする。

（申請の時期及び方法）

第４条　令第 72 条第２項（令第 95 条第２項において準用する場合を含む。）に規定する申請の時期は、会計年度ごとに、当該年度開始前の１か月以上の期間とする。ただし、この期間以外の時期においても、随時に申請を受け付けるものとする。

２　申請の方法は、郵送又はインターネットのいずれかによるものとする。ただし、インターネットによる申請は次条第１項に規定する定期の審査に係るもの及び前回の定期の審査を受け第６条第１項に規定する資格を有する者に限るものとする。

（資格の審査）

第５条　北陸農政局長は、競争参加資格の審査を２年に１回定期に行い、必要と認めるとき又は前条第１項のただし書の規定による申請があったときは、随時の審査を行うものとし、第２条第１項の規定により定められた資格を有するかどうかを審査し、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級に格付けるものとする。

また、他の農政局長から当該農政局長が受理した資格審査の申請が北陸農政局長による資格審査も希望するものである旨及び当該農政局の客観的事項（当該農政局長の審査事項のうち地域的な事項を除いたものをいう。以下同じ。）についての審査結果の通知を受けたときについても同様とする。

２　北陸農政局長は、前項の資格審査の申請が他の農政局長による資格審査も希望するものであるときは、その旨及び客観的事項についての審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。

（有資格者等）

第６条　前条第１項、第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 26 条の規定により等級に格付された者並びに第 25 条の規定により資格を有すると認められた者を、有資格者とする。

２　前項の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、申請の日の属する年度の翌年度から翌々年度までの間とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

（有資格者としない者）

第７条　北陸農政局長は、次の各号の一に該当する者を、特別の事情がある場合を除き、有資格者としないものとする。

(1)　令第 70 条に該当する者

(2)　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(3)　経営状態が著しく不健全であると認められる者

(4)　建設業法第３条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第２項に規定する経営事項審査（第５条の定期の審査にあっては、告示（建設業法第 27 条の 23 第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年１月 31 日国土交通省告示第 85 号）をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が第４条本文により北陸農政局長が定める期間の末日の１年７ヶ月前の日以後のもの、第５条の随時の審査にあっては、告示第１第１号の２に規定する審査基準日が申請をする日の１年７ヶ月前の日以後のものに限る。）を受けていない者

(5)　数人の建設業者が共同して工事を施工するため、協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）で、その構成員に前各号までのいずれかに該当する者を含むもの

(6)　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

（有資格者としないことができる者）

第８条　北陸農政局長は、令第 71 条第１項の規定に該当する者を、同項に定める期間有資格者としないことができる。共同企業体で、その構成員に同項に該当する者を含むものについても、また同様とする。

（有資格者名簿）

第９条　北陸農政局長は、第５条第１項の規定により資格の審査を行ったときは、速やかに令第 72 条第３項（令第 95 条第２項で準用する場合を含む。）に規定する名簿（以下「有資格者名簿」という。）を、契約の種類ごとに、第１号書式（その１）により作成するものとする。

（有資格者名簿の公表等）

第 10 条　前条に規定する名簿の公表は、第３条第１項第１号の契約にあっては第１号書式（その２）により、同項第２号の契約にあっては第１号書式（その３）により、資格審査を担当する窓口において閲覧に供するほか、インターネットのホームページへの掲載その他適当な方法により行うものとする。

２　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に定める独立行政法人をいう。以下同じ。）が国の機関の有資格者名簿を使用して競争契約を行う場合に、当該独立行政法人から当該名簿の提供の依頼があったときは、前条の規定により作成した名簿を提供することができる。

３　前項の規定により有資格者名簿を提供する場合は、第１項に定める名簿についても提供することができる。

（資格審査の結果の通知）

第 11 条　北陸農政局長は、省令第４条に規定する通知を、特別の事情がある場合を除き、定期の審査にあたっては年度開始前に、随時の審査にあたっては審査後速やかに行うものとする。資格がある場合は有資格者の資格区分ごとに商号又は名称、代表者名、所在地、評価点数その他必要な情報をホームページに掲載することにより通知するものとする。資格がない場合は第２号書式の通知書

により、それぞれ申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等（法第 29 条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に通知するものとする。
２　北陸農政局長は、前項の資格がある場合の通知の際、併せて次条第１項から第３項までの届出させる内容を通知するものとする。

（変更の届出等）
第 12 条　北陸農政局長は、申請者又は有資格者が建設業法第 12 条（同法第 17 条において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。
２　北陸農政局長は、申請者又は有資格者が第７条第１号、第４号及び第６号の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。
３　北陸農政局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、当該有資格者から、第３号書式の競争契約参加資格審査申請書変更届により速やかに、その旨を届出させるものとする。
(1)　住所
(2)　商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（ＦＡＸ）番号及びメールアドレスを含む。）
(3)　法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
(4)　許可・登録等の状況
(5)　営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（ＦＡＸ）番号を含む。）
４　北陸農政局長は、前各項の届出があった場合において、当該申請者又は当該有資格者が他の農政局長の資格審査も希望したものであるときは、当該農政局長にその旨通知するものとする。
５　北陸農政局長は、第３項の届出があったときは、速やかに、第９条及び第 10 条に定める有資格者名簿を訂正するとともに、その内容を契約担当官等及び第 10 条第２項の規定により名簿を提供した独立行政法人に通知するものとする。

（資格の有効期間の延長）
第 13 条　北陸農政局長は、特別の事情により会計年度開始前に第 11 条の規定による通知を行うことができないときは、その通知が行われる日まで、前年度の有資格者を当該年度の有資格者とするものとする。

（資格の取消し）
第 14 条　契約担当官等は、有資格者が第７条各号に該当し、又は第８条に関係すると認めるときは、直ちに北陸農政局長に第４号様式（その１）の資格取消事由報告書を提出するものとする。
２　北陸農政局長は、前項の第７条関係の報告又は第 12 条第１項の届出があった場合は、遅滞なく当該有資格者の資格を取り消すものとし、第８条関係の報告があった場合は、当該有資格者の資格を取り消す必要があるか審査するものとする。
３　北陸農政局長は、有資格者の資格を取り消した場合は、その旨を第４号様式（その２）の資格取消通知書により当該者に通知するとともに、契約担当官等に通知するものとする。

（競争参加資格審査会）
第 15 条　北陸農政局長は、次に掲げる事項を行う場合には、競争参加資格審査会（以下「資格審査会」という。）に諮るものとする。
(1)　第２条第１項の規定による資格の設定
(2)　第５条第１項、第 18 条第２項、第 19 条第２項、第 20 条第２項及び第 26 条第２項の規定による資格の審査及び等級の格付
(3)　前条第２項又は第 26 条第６項の規定、若しくは第 19 条第１項においていう「グループ経審取扱通知」及び第 20 条第１項においていう「持株会社化経審取扱通知」による資格の取消し
(4)　一定規模以上の建設工事において一般競争入札方式による場合には、次に掲げる事項の決定
ア　競争参加資格に関する事項
イ　競争参加資格確認資料説明会及び確認資料のヒアリングの実施の必要性の有無
ウ　競争参加資格の有無
エ　競争参加資格がないと認めた者からその理由の説明を求められた場合の対応
オ　その他北陸農政局長が必要と認める事項

２　資格審査会は、次に掲げる者をもって構成し、北陸農政局長が主宰する。
　局長、次長、総務管理官、生産部長、農村振興部長、地方参事官（特命・事業計画）、地方参事官（各省調整）、会計課長（事業経理官の所掌事務を除く）、事業経理官（国が行う土地改良事業等に限る）、畜産課長、農村計画課長、土地改良管理課長、農村環境課長、事業計画課長、設計課長、用地課長、水利整備課長、農地整備課長、防災課長、事務所又は事業所（農林水産省設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 19 条に規定する事務所又は事業所をいう。以下同じ。）の長
３　共同企業体のうち特定の建設工事を施工するため結成する共同企業体に係る第１項第２号及び第３号に掲げる事項を行う場合又は第１項第４号に掲げる事項を行う場合に開く資格審査会は、前項の規定にかかわらず次に掲げる者をもって構成する。
　局長、次長（所掌担当）、総務管理官、会計課長（事業経理官の所掌事務を除く）、事業経理官（国が行う土地改良事業等に限る）、当該工事に関係する事務を所掌する部長及び課長。
　なお、主宰者は必要に応じて、適宜構成員以外の者を招集することができる。
４　資格審査会は、主宰者が招集するものとする。
５　資格審査会は、２年に１回定期に開くほか、必要に応じて開くものとする。
６　資格審査会は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができないものとする。

（秘密の保持）
第 16 条　資格の審査に従事する職員は、当該審査において知り得た秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。

第２章　一般競争

第１節　建設工事契約

（申請に必要な書類）
第 17 条　北陸農政局長は、建設工事契約について令第 72 条第２項に規定する申請の際には、第５号書式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。
(1)　営業所一覧表（第６号書式）
(2)　総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の４に規定するもので、申請日直近のものをいう。以下同じ。）の写し
(3)　業態調書（第７号書式）
(4)　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第９号書式その２及びその３又はその３の２若しくはその３の３。以下同じ。）の写し
(5)　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
(6)　行政書士等の代理申請による場合には委任状
２　前項の場合において、申請しようとする者が共同企業体であるときは、前項各号に掲げる書類のほかに共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書（第８号書式）を提出させるものとする。
３　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第２条第１項第４号に該当する組合であって、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている組合（以下「適格組合」という。）が等級の格付に当たっての総合点数の算定方法に関する特例（以下「算定特例」という。）を希望するときは、第１項各号に掲げる書類のほか、共同企業体等調書（第８号書式）を提出させるものとする。
４　第１項第２号の総合評価値通知書の写しについては、共同企業体であるときは当該共同企業体を構成する者に係るものを、適格組合であるときは当該適格組合及び当該適格組合を構成する者に係るものを提出させるものとする。
５　申請者がインターネットを使用して定期の申請をする場合は、第１項の規定にかかわらず、北陸農政局の申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別紙の入力画面上において作成し、送信させるものとする。
　ただし、申請者が第２項及び第３項に該当する場合は除くものとする。

（合併等により新たに設立された会社に係る手続）
第 18 条　北陸農政局長は、建設工事契約に係る第６条の規定による有資格者が、合併等により新た

に設立された会社となった場合は、再度資格審査の申請（以下「再申請」という。）を行わせることができるものとする。
2　前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第２号書式（その１）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
3　第１項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
4　前条第１項に規定する書類は、第１項の再申請を行う場合について準用する。

（グループ経審を受審した建設業者に係る手続）
第 19 条　北陸農政局長は、建設工事契約に係る第６条の規定による有資格者が、平成６年６月８日建設省告示第 1461 号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「グループ経審」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成 13 年８月 27 日付け 13 地第 503 号大臣官房地方課長通知。以下「グループ経審取扱通知」という。）に基づき再申請させることができるものとする。
2　前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第２号書式（その１）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
3　第１項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
4　第 17 条第１項に規定する書類は、第１項の再申請を行う場合について準用する。

（持株会社化経審を受審した建設業者に係る手続）
第 20 条　北陸農政局長は、建設工事契約に係る第６条の規定による有資格者が、平成６年６月８日建設省告示第 1461 号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（以下「持株会社化経審」という。）を受審し、再申請を希望する場合は、「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて」（平成 14 年４月 16 日付け 14 地第 88 号大臣官房地方課長通知。以下「持株会社化経審取扱通知」という。）に基づき再申請させることができるものとする。
2　前項の規定による再申請を受けた場合は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を第２号書式（その１）の資格確認通知書により申請者に通知するとともに、その旨を契約担当官等に通知するものとする。
3　第１項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
4　第 17 条第１項に規定する書類は、第１項の再申請を行う場合について準用する。

（等級の格付）
第 21 条　北陸農政局長は、建設工事契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付ける場合には、次に掲げる事項を勘案するものとする。
(1)　建設業法第 27 条の 23 第２項及び第３項の規定により国土交通大臣が定める項目ごとの同条第１項の経営に関する客観的事項
(2)　専門技術者の状況
(3)　北陸農政局における工事成績

第２節　測量・建設コンサルタント等契約

（申請に必要な書類）
第 22 条　北陸農政局長は、測量・建設コンサルタント等契約について令第 72 条第２項に規定する申請の際には、第９号書式の申請書及び次に掲げる添付書類を提出させるものとする。この場合において、第５号から第７号までに掲げる書類は、その写しをもって代えることができるものとする。
(1)　測量等実績調書（第 10 号書式）
(2)　技術者経歴書（第 11 号書式）

(3)　営業所一覧表（第 12 号書式）
(4)　財務諸表類
(5)　登記事項証明書（法人の場合）
(6)　登録証明書等（登録を受けている場合）
(7)　納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第９号書式その２及びその３又はその３の２若しくはその３の３）

２　前項の場合において、申請しようとする者が測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の８による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した者である場合にあっては、前項第１号から第６号に掲げる書類の添付を省略することができる。

また、申請しようとする者が建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年４月 15 日建設省告示第 717 号）第７条、地質調査業者登録規程（昭和 52 年４月 15 日建設省告示第 718 号）第７条又は補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年９月 21 日建設省告示第 1341 号）第７条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した場合にあっては、申請しようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、前項第２号から第６号に掲げる書類の添付を省略することができる。

３　第１項の規定により申請の際に提出させる同項第４号及び第５号の書類について、添付させることが著しく困難であると認められる場合は、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができるものとする。

４　申請者がインターネットを使用して定期の申請をする場合は、第１項の規定にかかわらず、北陸農政局の申請案内ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを別紙の入力画面上において作成し、送信させるものとする。

（等級の格付）

第 23 条　北陸農政局長は、測量・建設コンサルタント等契約について一般競争に参加しようとする者を等級に格付ける場合には、当該者の年間平均測量等実績高、自己資本額、流動比率、営業年数及び北陸農政局における測量等施行成績等を勘案するものとする。

第３節　申請の特例

（特例申請書の提出等）

第 24 条　北陸農政局長は、本要領と同一の取扱いを行っている農林水産省の他の機関（以下「他の機関」という。）において、有資格者とされている者又は当該他の機関に資格審査に係る申請書類を提出している者が、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 27 条の規定による申請書類を提出しようとするときは、当該申請書類の提出に代えて、それぞれ所定の申請書並びに当該他の機関が申請者に通知した資格確認通知書の写し、建設工事契約にあっては総合評価値通知書の写し及び第７号書式を提出させることができるものとする。この場合において、当該申請書の提出と同時に当該資格確認通知書の写しを提出することができないときは、当該資格確認通知書の交付を受けた後に提出することができるものとする。

（資格の審査等）

第 25 条　北陸農政局長は、前条の規定により申請書類の提出があった場合は、これを審査し、その内容が適正であると認められるときは、資格を有する者と認め、有資格者名簿に登録するとともに、第 13 号書式の登録確認通知書により申請者に通知し、その旨を契約担当官等に通知するものとする。

第４節　更生手続又は再生手続開始決定者に係る手続

（更生手続又は再生手続開始決定者に係る再申請）

第 26 条　北陸農政局長は、第６条の規定による有資格者が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続（以下「更生手続等」という。）の開始の決定をされた場合は、再申請を行わせることができるものとする。

２　前項の規定による再申請を受けた場合は、直ちに再審査を行わなければならない。

３　第 11 条の規定は、前項の再審査の結果を通知する場合について準用する。

４　第１項の再申請が他の農政局長による再審査も希望するものであるときは、その旨及び審査結果を速やかに当該農政局長に通知するものとする。
５　第２項の規定により有資格者とされた者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。
６　更生手続等の開始の決定をされた者が第１項の再申請を行わない場合及び第３項の規定により資格が無い旨通知する場合は、更生手続等を行った際に有していた資格を取り消すことができるものとする。
７　第 14 条第３項の規定は、前項の規定により資格を取り消した場合について準用する。

（再申請に必要な書類）
第 27 条　前条第１項の規定により再審査を受けようとする者は、第 17 条又は第 22 条に規定する申請に必要な書類を更生手続等開始の決定後に作成し、次に掲げる書類を添えて北陸農政局長に提出するものとする。
(1)　更生手続等開始の決定書の写し
(2)　貸借対照表（更生手続等開始の決定後に作成したもの）及び損益計算書（貸借対照表を作成する基となった時点までの１年間について作成したもの）
(3)　更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

（再申請に係る等級の格付）
第 28 条　第 21 条及び第 23 条の規定は、前条の規定により申請書類の提出があった場合について準用する。

第５節　一般競争参加者の資格の指定

第 28 条の２　契約担当官等は、農林水産省会計事務取扱規程（昭和 44 年農林省訓令第９号）第 24 条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級を指定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定価格の金額に相当する等級の直近上位及び直近下位の等級を含めて競争を行わせることができる。
(1)　特殊な技術、工法、機械又は施設等を必要とする場合
(2)　特別な建設工事等の経験を必要とする場合
(3)　地理的条件に適合する者を必要とする場合（特例政令第４条第１項に規定する調達契約を除く。）
(4)　予定価格の金額に相当する等級の資格を有する者が少数の場合
２　契約担当官等は、北陸農政局長の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の金額に相当する等級の２等級以上の上位等級及び下位等級を含めて競争を行わせることができる。

第３章　指名競争

（申請に必要な書類）
第 29 条　第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 24 条及び第 27 条の規定は、令第 95 条第２項において準用する令第 72 条第２項に規定する申請の際に提出させる書類について準用する。

（等級の格付）
第 30 条　第 21 条、第 23 条及び第 28 条の規定は、指名競争に参加しようとする者を等級に格付する場合に準用する。

（資格の審査及び有資格者名簿）
第 31 条　指名競争に参加する者の資格が一般競争に参加する者の資格と同一である場合には、一般競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿をもって、指名競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿に代えるものとする。

（指名基準）

第 32 条　契約担当官等は、有資格者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級に格付された者のうちから指名するものとする。

ただし、指名される者の２分の１を超えない範囲において、直近上位及び直近下位の等級の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。

２　前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮し、特定の者に偏らないようにするものとする。

(1)　不誠実な行為の有無
(2)　経営状況
(3)　建設工事又は測量・建設コンサルタント等の成績
(4)　技術的適性
(5)　手持工事等の状況
(6)　地理的条件。ただし、特定調達契約に係るものにあっては、この限りでない。
(7)　安全管理の状況
(8)　労働福祉の状況

３　契約担当官等は、特に緊急なものであること、特別の技術を要すること、又は現に履行中の大規模工事に密接な関連を有する小規模工事を発注しようとする場合において、当該大規模工事を既に履行している者を選定する必要があること等の事由により第１項の規定によることが不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず競争に参加する者を指名することができる。

４　第 18 条の規定により新たに有資格者となった者については、「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る受注機会の確保を図るための取扱いについて」（平成 27 年 10 月１日付け 27 農振第 1412 号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく取扱いをするものとする。

５　グループ経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、グループ経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。

６　持株会社化経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、持株会社化経審取扱通知に基づく取扱いをするものとする。

（指名競争参加者選定委員会）

第 33 条　北陸農政局長は、前条の規定により建設工事の指名競争契約（事務所又は事業所の長に委任されたものを除く。）について競争に参加する者を指名する場合には、指名競争参加者選定委員会に諮るものとする。

２　指名競争参加者選定委員会は、次に掲げる者をもって構成し、北陸農政局長が主宰する。

局長、次長、総務管理官、会計課長（事業経理官の所掌事務を除く）、事業経理官（国が行う土地改良事業等に限る）、当該契約に関係する事務を所掌する部長及び課長、当該契約に関係する事務を所掌する事務所又は事業所の長

３　第 15 条第４項及び第６項の規定は、前項の委員会に準用する。

（事務所等の指名競争参加者選定委員会）

第 34 条　事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の長は、建設工事の指名競争契約について競争に参加する者を指名する場合には、事務所等の指名競争参加者選定委員会に諮るものとする。

２　事務所等の指名競争参加者選定委員会は、次に掲げる者をもって構成し、当該事務所等の長が主宰する。

事務所等の長、次長、庶務課長、並びに当該契約に関係する事務を所掌する課、建設所、支所及び管理所の長

３　第 15 条第４項及び第６項の規定は、前項の委員会に準用する。

第４章　随意契約

（随意契約登録者名簿及び業者の選定）

第 35 条　北陸農政局長は、第 14 号書式により随意契約登録者名簿を作成するものとする。

２　前項の登録は、原則として第 15 号書式の申請書に基づき、信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者につき行うものとする。

3　契約担当官等は、法第 29 条の３第４項又は第５項の規定により随意契約によろうとするときは、特別の事情がある場合を除き、第１項に規定する随意契約登録者名簿に登録された者又は第９条及び第 31 条に規定する有資格者名簿に登録された者のうちから契約の相手方を選定するものとする。

第５章　等級の格付の基準

（等級の格付の基準）

第 36 条　第５条に規定する契約の種類ごとの等級の格付は、第 21 条及び第 23 条に規定する事項について、別記に定める基準により行う。

第６章　雑　　則

（苦情の処理）

第 37 条　北陸農政局長は、特例省令第 10 条の規定により特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員に会計課長を指定するものとする。

（談合対策の連絡体制）

第 38 条　北陸農政局長は、談合情報に対応し公正取引委員会との連絡を行うため、会計課長を連絡担当官とするものとする。

附　則

1　この要領は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則

1　この要領は、平成 28 年６月１日から施行する。

附　則

1　本改正は、平成 28 年 12 月１日から施行する。ただし、本改正は平成 29 年度及び平成 30 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、平成 28 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

1　本改正は、平成 30 年４月１日から施行する。ただし、建設業法第 27 条の 23 第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成 29 年 12 月 26 日付け国土交通省告示第 1196 号）による改正前の建設業法第 27 条の 23 第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件に基づき建設業法第 27 条の 29 第１項の総合評定値の通知を受けている者における審査については、なお従前の例による。

附　則

1　本改正は、平成 30 年 12 月３日から施行する。ただし、本改正は平成 31 年度及び平成 32 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、平成 30 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

1　本改正は、平成 31 年３月 25 日から施行する。ただし、本改正は平成 31 年度及び平成 32 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、平成 30 年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

1　本改正は、令和３年１月 15 日から施行する。ただし、本改正のうち、押印省略に伴う様式の見直しを除き、令和３年度及び令和４年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものと

し、令和２年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

１　本改正は、令和３年３月 17 日から施行する。ただし、本改正は令和３年度及び令和４年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和２年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

１　本改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　本改正は、令和３年７月 16 日から施行する。

附　則

１　本改正は、令和４年 12 月１日から施行する。ただし、本改正は令和５年度及び令和６年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和４年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

１　本改正は、令和５年３月 22 日から施行する。
２　令和４年度の第５条に規定する随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

１　本改正は、令和６年 12 月１日から施行する。ただし、本改正は令和７年度及び令和８年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和６年度における随時の審査については、なお従前の例による。

附　則

１　本改正は、改正日以降に入札手続を開始し令和７年４月１日以降に工事の請負契約を締結する場合の競争参加資格審査及び契約に関する事務の取扱いについて適用するものとする。
　ただし、令和６年度における随時の審査、及び令和７年３月３１日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和７年４月１日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則

１　本改正は、令和８年９月 12 日から施行する。ただし、本改正は令和９年度及び令和 10 年度において有効となる競争参加資格審査から適用するものとし、令和８年度における随時の審査については、なお従前の例による。

２　等級の区分を行っている「土木一式工事」、「建築一式工事」及び「舗装工事」において、第５条第１項、第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 26 条の規定に基づき令和９年度及び令和 10 年度の競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和７年度及び令和８年度の競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、北陸農政局長が指定する日までに別に定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

３　前項の申請をした者については、令和９年度及び令和 10 年度の競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて第 11 条第１項に基づき、競争参加資格確認通知書を通知するものとする。

別　記

第１　建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法

建設工事契約の等級の区分及び総合数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

１　等級の区分

(1) 土木工事

等級	工事の予定価格の範囲	総　合　数　値
A	２億7,000万円以上	1,950点以上
B	１億1,000万円以上　２億7,000万円未満	950点以上　1,950点未満
C	4,000万円以上　１億1,000万円未満	800点以上　950点未満
D	4,000万円未満	800点未満

(2) 舗装工事

等級	工事の予定価格の範囲	総　合　数　値
A	6,000万円以上	1,100点以上
B	4,000万円以上　6,000万円未満	1,000点以上　1,100点未満
C	4,000万円未満	1,000点未満

(3) 建築工事

等級	工事の予定価格の範囲	総　合　数　値
A	２億3,000万円以上	1,200点以上
B	１億1,000万円以上２億3,000万円未満	1,000点以上　1,200点未満
C	4,000万円以上　１億1,000万円未満	800点以上　1,000点未満
D	4,000万円未満	800点未満

２　総合数値の算定方法

総合数値は、次の算定方法により、建設工事の種類ごとに算定するものとする。

(1) 経営に関する客観的事項の審査数値　・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

(2) 専門技術者に関する審査数値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｂ

(3) 工事成績の審査数値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｃ

(4) 審査結果の総合数値算定方式　・・・・・・・・・・・・・Ａ＋Ｂ＋Ｃ

なお、次のア～カに該当する場合は、その調整等を行うものとする。

ア　協業組合の場合

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に規定する協業組合の場合は、「経常建設共同企業体及び協業組合の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」（平成27年10月1日付け27農振第1410号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく調整を行うものとする。

イ　事業協同組合の場合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合の場合は、「事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例要領の制定について」（平成６年11月24日付け６地第959号大臣官房地方課長通知）に基づく算定を行うものとする。

ウ　合併等により新たに設立された会社となった場合

「合併等により新たに設立された会社等の建設工事契約に係る競争参加資格審査の取扱いについて」（平成27年10月１日付け27農振第1413号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく調整を行うものとする。

エ　平成６年６月８日建設省告示第1461号附則四の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「グループ経営事項審査における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱い等について」（平成13年８月27日付け13地第503号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

オ　平成６年６月８日建設省告示第1461号附則六の規定に基づく国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受審し、結果通知書を受領した建設業者の場合

「持株会社化経審における結果に基づく建設業者による競争参加資格審査の取扱いについて」（平成14年４月16日付け14地第88号大臣官房地方課長通知）に基づく調整を行うものとする。

カ　共同企業体等の場合

第７条第５号に規定する共同企業体の場合及び第17条第３項に規定する適格組合で算定特例を希望する場合の総合数値は、次により算出（小数点以下第１位を四捨五入）した数値とする。

数値＝0.25X_1＋0.15X_2＋0.2Y＋0.25Z＋0.15W

X_1＝建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

X_2＝自己資本額及び利払前税引前償却前利益（利益額）に係る評点

Y＝経営状況の評点

Z＝建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点

W＝その他審査項目（社会性等）の評点

なお、それぞれの評点は、第17条第２項に規定する共同企業体等調書に基づき、次により算定するものとする。

（ア）建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点（X_1）は、申請書の「年間平均完成工事高」欄に記載された金額を、別表２の「年間平均完成工事高」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）とする。

（イ）自己資本額及び平均利益額に係る評点（X_2）は、次の①と②で求めた点数を合計して得た数値を２で除した数値（小数点以下切捨て）とする。

①　共同企業体等調書の「自己資本額」の「計」欄に記載された金額を、別表３の「自己資本の額又は平均自己資本額」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）を自己資本額の数値とする。なお、自己資本額が負の場合は、０円とみなす。

②　共同企業体等調書の「利益額」の「計」欄に記載された金額を、別表４の「平均利益額」に対応させて得た数値（小数点以下切捨て）を利益

額の数値とする。なお、利益額が負の場合は、０円とみなす。

（ウ）経営状況の評点（Ｙ）は、共同企業体等調書の「経営状況」の「計」欄に記載された数値を構成員数で除して得た数値（小数点以下第１位を四捨五入）とする。

（エ）建設業の種類別技術職員数値及び元請完成工事高の評点（Ｚ）は、次の①で求めた数値に0.8を乗じたものと②で求めた数値に0.2を乗じたものの合計の数値（小数点以下切捨て）とする。

①　申請を希望する工事の種類ごとの「技術職員数値」について、「講習受講（１級技術者で監理技術者資格者証を保有かつ監理技術者講習受講者）」の「計」欄に記載された数を６倍したもの、「１級（前記以外の１級技術者）」の「計」欄に記載された数を５倍したもの、「監理補佐（監理技術者を補佐する者として配置可能な一級技術士補）」の「計」欄に記載された数を４倍したもの、「基幹（基幹技能者（登録基幹技能者講習修了者））」の「計」欄に記載された数を３倍したもの、「２級」の「計」欄に記載された数を２倍したもの及び「その他」の「計」欄の数を合計して得た数値を、別表５の「技術職員数値」に対応させて得た数値を技術職員数の数値とする。

②　申請を希望する工事の種類ごとの「元請完成工事高」について、別表６の「年間平均元請完成工事高」に対応させて得た数値を元請完成工事高の数値とする。

（オ）その他の審査項目（社会性等）の評点（Ｗ）は、共同企業体等調書の「その他の評価項目」の「計」欄に記載された数値を構成員数で除した数値（小数点以下第１位を四捨五入）とする。

（カ）専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値

（キ）共同企業体での申請における工事成績の付与数値は、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（３）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（３）ア・イの方法に準じて割増して得た数値の２分の１を比較し、大なる数値に次項（３）ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

また、共同企業体の実績があり単体での申請における工事成績の付与数値は、各構成員の単独での実績に係る工事評定点を次項（３）ア・イの方法に準じて割増して得た数値と、同一共同企業体に係る工事評定点を次項（３）ア・イの方法に準じて割増して得た数値（ただし、工事規模補正（β））の係数を求める場合に、共同企業体の請負金額から各構成員の出資比率相当分の金額を算出し、これを請負金額として用いる。）の２分の１を比較し、大なる数値に次項（３）ウの方法に準じて得た値を加算した数値とする。

（ク）「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（平成元年２月15日付け元地第135号農林水産事務次官依命通知）第２に規定する経常建設共同企業体の場合にあっては、「経常建設共同企業体及び協業組合の競争参加資格審査における点数調整の取扱いについて」に基づく調整を行うものとする。

３　各事項の付与数値

(1) 経営に関する客観的事項の付与数値

申請する直前の総合評定通知書の建設工事の種類ごとの総合評点（Ｐ）による。なお、当該総合評点を第11条の規定により通知する資格確認通知書の客観点数とする。

(2) 専門技術者に関する付与数値

技術士法（昭和32年法律第124号）による技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木又は農業農村工学を選択した者並びに（一社）畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補の職員数に応じて次の算式により、最高50点とする。

ただし、舗装工事及び建築工事にあっては、畑地かんがい技士及び同技士補に係る付与数値は適用しないものとする。

（技術士補＋畑地かんがい技士）×４＋畑地かんがい技士補×２

(3) 工事成績の付与数値

定期の審査の認定をする年度の前年度末までの４年間に完成した１件の当初の予定価格が400万円を超える工事（以下「対象工事」という。）ごとに、以下のアからウまでの方法により、工事成績の付与数値を算定する。

ア　工事毎の付与数値

地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）（平成28年３月31日27予第1915号大臣官房参事官（経理）通知。 以下「評定要領」という。）第３の(1)において工事の施工状況、目的物の品質等を評価する工事成績評定（ただし、65点未満の工事は実績から除く。以下「工事評定点」（Ｐ）という。）に対して、評定要領第３の(2)により構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価する工事技術的難易度評価（以下「難易度評価値」という。）等から以下の方法により算定される基本割増（α）等の係数を用いて割増し、対象工事の工事成績の付与算定値（以下「付与算定値」（Ｃ）という。）を算定する。

$$C = P \times \{ 1 + \alpha \times \beta + \gamma + \varepsilon + \zeta \}$$

（ア）　基本割増（$\alpha = (P - 65) / 35$）

工事評定点が65点で０、100点で1.0とする比例配分による割増数値を工事評定点に乗じて得た数値（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における工事成績をもって工事評定点とみなす。）とする。

（イ）　工事規模補正（β）

アで求めた基本割増は、請負金額（ただし、国債工事の途中年度においては既済部分検査における出来高金額をもって請負金額とみなす。）1.1億円未満は2.0、9.0億円以上は5.0、1.1億万円以上9.0億円未満は比例配分による割増数値を乗じて補正する。

（ウ）　優良工事割増（γ）

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局長表彰で0.3、地方農政局長表彰で0.1として割増する。

（エ）　技術的難易度割増（ε）

難易度評価値がⅠで０、Ⅵで0.6とする比例配分による割増数値を工事評定点に乗じて得た数値とする。

（オ）　直近係数（ξ）

直近２年以内の完成工事について0.5を割増する。

イ　工事成績付与数値

次に上記の対象工事毎の付与算定値（C）の平均値を算定し、これに対象工事数に応じた倍率を乗じた工事成績付与数値（C’）を以下の表から算定する。

工事成績付与数値（C’）

（Aは管内の付与算定値Cの平均、Bは管外の付与算定値Cの平均）

管　　内	管　　外	工事成績付与数値（C’）
管内対象工事４件以上	管外対象工事は考慮しない	Ａ×４
管内対象工事３件	管外対象工事２件以上	Ａ×３＋Ｂ×２×０．５
	管外対象工事１件	Ａ×３＋Ｂ×１×０．５
	管外対象工事なし	Ａ×３
管内対象工事２件	管外対象工事４件以上	Ａ×２＋Ｂ×４×０．５
	管外対象工事３件	Ａ×２＋Ｂ×３×０．５
	管外対象工事２件	Ａ×２＋Ｂ×２×０．５
	管外対象工事１件	Ａ×２＋Ｂ×１×０．５
	管外対象工事なし	Ａ×２
管内対象工事１件	管外対象工事６件以上	Ａ×１＋Ｂ×６×０．５
	管外対象工事５件	Ａ×１＋Ｂ×５×０．５
	管外対象工事４件	Ａ×１＋Ｂ×４×０．５
	管外対象工事３件	Ａ×１＋Ｂ×３×０．５
	管外対象工事２件	Ａ×１＋Ｂ×２×０．５
	管外対象工事１件	Ａ×１＋Ｂ×１×０．５
	管外対象工事なし	Ａ×１
管内対象工事なし	管外対象工事８件以上	Ｂ×８×０．５
	管外対象工事７件	Ｂ×７×０．５

	管外対象工事６件	Ｂ×６×０．５
	管外対象工事５件	Ｂ×５×０．５
	管外対象工事４件	Ｂ×４×０．５
	管外対象工事３件	Ｂ×３×０．５
	管外対象工事２件	Ｂ×２×０．５
	管外対象工事１件	Ｂ×１×０．５
	管外対象工事なし	０

ウ　ＶＥ提案評価点の加点

なお、評定要領第３の（３）により企業からＶＥ提案に係る評定を行った場合には、評定結果に応じ「ＶＥ提案評価点（δ）」を以下の表から加算する。

ＶＥ提案評価点（δ）

$\delta = \delta_1 + \delta_2 + \delta_3$

ＶＥ提案評価点は１工事当たり60点、１企業当たり200点を限度とし、当該農政局の管内・管外を問わず下表の値を集計し加算する。

ＶＥ方式	落札の有無	評　定　値　等　（単位：点）						
入札時ＶＥ	落 札 者	ＶＥ提案評定	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
		ＶＥ提案評価点δ_1	６０	５０	４０	３０	２０	１０
	不落札者	ＶＥ提案評定	優		良		可	
		ＶＥ提案評価点δ_2	１５		１０		５	
契約後ＶＥ（入札後契約前ＶＥを含む）	提案採用	ＶＥ提案評定	Ⅵ	Ⅴ	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
		ＶＥ提案評価点δ_3	３０	２５	２０	１５	１０	５

第２　測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法

測量・建設コンサルタント等契約の等級の区分及び総合数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

１　等級の区分

等級	測量・建設コンサルタント等契約の予定価格の範囲	総　合　数　値
Ａ	５００万円以上	95点以上
Ｂ	１５０万円以上　５００万円未満	70点以上　95点未満
Ｃ	１５０万円未満	70点未満

２　総合数値の算定方法

(1) 年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ

(2) 自己資本額の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｂ

(3) 流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・C
(4) 専門技術者に関する審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・D
(5) 施工成績の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・E
(6) 審査結果の総合数値算定方式・・・・・・・・・A＋B＋C＋D＋E

3　各事項の付与数値

(1) 年間平均測量等実績高の付与数値

数値	年間平均測量等実績高	数値	年間平均測量等実績高	数値	年間平均測量等実績高
55	10億円以上	50	5億円以上 10億円未満	45	1億円以上 5億円未満
40	5,000万円以上 1億円未満	35	2,000万円以上 5,000万円未満	30	1,000万円以上 2,000万円未満
25	500万円以上 1,000万円未満	20	300万円以上 500万円未満	15	200万円以上 300万円未満
10	100万円以上 200万円未満	5	100万円未満		

(2) 自己資本額の付与数値

数値	自己資本額	数値	自己資本額	数値	自己資本額
21	5億円以上	18	1億円以上 5億円未満	15	5,000万円以上 1億円未満
12	1,000 万円以上 5,000 万円未満	9	500 万円以上 1,000 万円未満	6	100 万円以上 500 万円未満
3	100万円未満				

(3) 流動比率及び営業年数の付与数値

数値	流　動　比　率	数値	営　業　年　数
14	130%以上	10	25年以上
10	95%以上　130%未満	8	10年以上　25年未満
6	75%以上　　95%未満	6	10年未満
2	75%未満		

(4) 専門技術者に関する付与数値

ア　学校卒業者

大学及び高校の農業土木科卒業者であって、かつ、農業土木関係の実務に７年以上従事した者、又はこれと同等以上の経歴があると認められる者の職員数に応じて、次表による数値とする。

職員数	１～３人	４～１０人	１１人以上

数　値	5	5＋（職員数－3）×2	２０

イ　技術資格

技術士法による技術士及び技術士補であって、かつ、農業部門において農業土木及び農業農村工学、農村地域計画、農村環境、農村地域・資源計画を選択した者、（一社）畑地農業振興会が認定した畑地かんがい技士及び同技士補、（公社）土地改良測量設計技術協会が認定した土地改良補償業務管理者及び同管理者補、農業土木技術管理士並びに農業用ため池管理保全技士、（一社）建設コンサルタンツ協会が認定したシビルコンサルティングマネージャーのうち農業土木部門、（一社）農業土木事業協会が認定した農業水利施設機能総合診断士で登録されている職員数に応じて次の算式により得た値を付与する。ただし、20点を限度とする。

技術士×４＋（技術士補＋畑地かんがい技士＋土地改良補償業務管理者＋農業土木技術管理士＋シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）＋農業水利施設機能総合診断士＋農業用ため池管理保全技士）×２＋（畑地かんがい技士補＋土地改良補償業務管理者補）×１

ウ　数値の計算

アの審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・A

イの審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・B

Ａ＋Ｂ

(5) 施工成績の付与数値

前年度末までの２年間に完了した１件の当初の予定価格が200万円を超える測量・建設コンサルタント等契約に係る業務について、業務成果等に関して評価した業務成績評定点の算術平均値に基づいて次の算式による。

Ｅ＝｛（平均評定点－60）÷４｝×（１＋ａ）

ただし、ａはα、βのうち、数値の大きいものとする。

ア　優良業務割増（α）

農林水産大臣表彰で0.5、農村振興局表彰で0.3、地方農政局表彰で0.1として割増する。

イ　プロポーザル方式業務割増（β）

「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（平成７年２月28日７経第256号大臣官房経理課長通知）に基づく業務で0.3とする。

第３　審査項目の定義

審査項目の定義については、次によるものとする。

1　審査基準日

審査基準日とは、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）をいう。

2　年間平均測量等実績高

年間平均測量等実績高とは、審査基準日の直前２年の各営業年度における請負業務の測量等実績高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。

3　自己資本額

自己資本額とは、建設工事にあっては審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）、測量・建設コンサルタント等にあっては審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本の額（法人である場合においては、貸借対照表及び利益処分における資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金、任意積立金及び次期繰越利益の額の合計額を、個人である場合においては期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は、基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額をいう。

4　流動比率

流動比率とは、直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。

5　営業年数

営業年数とは、事業を開始した日（２業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（年未満切捨て）をいう。

6　適格組合の場合の審査項目の定義

申請しようとする者が第17条第３項に規定する適格組合（以下「組合」という。）で算定特例を希望する場合の資格審査事項の各項目の算定は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 種類別年間平均完成工事高は、当該組合の完成工事高と当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（以下「関係組合員」という。）の完成工事高（組合に委託し、又は組合から委託を受けた工事及び他の関係組合員に委託した工事に係る工事高を除く。）との合計額とする。

(2) 年間平均測量等実績高は、当該組合の年間平均測量等実績高（関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）と関係組合員の年間平均測量等実績高（組合又は他の関係組合員に対する請負業務に係る測量等実績高を除く。）との合計額とする。

(3) 自己資本額は、当該組合の自己資本額と関係組合員の自己資本額との合計額とする。

(4) 職員数は、当該組合の職員数と関係組合員の職員数との合計額とする。

(5) 経営状況は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。

(6) 流動比率は、当該組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計

額を、当該組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比とする。

(7) その他の審査項目（社会性等）は、当該組合の数値と関係組合員の数値の算術平均値とする。

(8) 営業年数は、当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数の算術平均値とする。

7　建設コンサルタント業務における設計共同体の場合の定義項目

建設コンサルタント業務における設計共同体で認定を行う場合における、各事項の算定方法は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者の審査は、各構成員の年間平均測量等実績高、自己資本額及び専門技術者のそれぞれの和を用いて行うものとする。

(2) 営業年数の審査は、各構成員の営業年数の平均値（１年未満は切り捨て）を用いて行うものとする。

(3) 流動比率は、各構成員の流動資産の額の合計額を、各構成員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分率を用いて行うものとする。

(4) 第２の３(5)に規定する平均評定点は、各構成員又は当該構成員での共同企業体の業務成績評定点の算術平均値とする。

8　その他

上記によるもののほか、建設業法第 27 条の 23 第３項の規定による経営事項審査の項目及び基準に係る項目については、「建設業法第 27 条の 23 第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成 20 年１月 31 日国土交通省告示第 85 号）」によるものとする。

別表１（第３条関係）

業 種 別 区 分 表

１．建設工事契約

業種の区分	内　　容
1 土木一式工事	土木工事業
2 建築一式工事	建築工事業
8 電気工事	電気工事業
9 管工事	管工事業
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業
13 舗装工事	舗装工事業
17 塗装工事	塗装工事業
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業
22 電気通信工事	電気通信工事業
24 さく井工事	さく井工事業
99 その他	大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業

２．測量・建設コンサルタント等契約

業種の区分	内　　容
1 測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第３条に規定する測量業務
2 土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第３条に規定する土地家屋調査業務
3 建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第３号に規定する建設コンサルタント業務
4 建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5 計量証明	計量法（平成４年法律第 51 号）第２条に規定する計量証明業務
6 地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年４月 15 日建設省告示第 718 号）第２条に規定する地質調査業務
7 補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年９月 21 日建設省告示第 1341 号）第２条に規定する補償コンサルタント業務
8 その他	その他の業務

別表２（別記関係）

区分	年間平均完成工事高		点　　数
(1)	1,000億円以上		2,309
(2)	800億円以上	1,000億円未満	114×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1,739
(3)	600億円以上	800億円未満	101×(年間平均完成工事高)÷20,000,000＋1,791
(4)	500億円以上	600億円未満	88×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,566
(5)	400億円以上	500億円未満	89×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,561
(6)	300億円以上	400億円未満	89×(年間平均完成工事高)÷10,000,000＋1,561
(7)	250億円以上	300億円未満	75×(年間平均完成工事高)÷ 5,000,000＋1,378
(8)	200億円以上	250億円未満	76×(年間平均完成工事高)÷ 5,000,000＋1,373
(9)	150億円以上	200億円未満	76×(年間平均完成工事高)÷ 5,000,000＋1,373
(10)	120億円以上	150億円未満	64×(年間平均完成工事高)÷ 3,000,000＋1,281
(11)	100億円以上	120億円未満	62×(年間平均完成工事高)÷ 2,000,000＋1,165
(12)	80億円以上	100億円未満	64×(年間平均完成工事高)÷ 2,000,000＋1,155
(13)	60億円以上	80億円未満	50×(年間平均完成工事高)÷ 2,000,000＋1,211
(14)	50億円以上	60億円未満	51×(年間平均完成工事高)÷ 1,000,000＋1,055
(15)	40億円以上	50億円未満	51×(年間平均完成工事高)÷ 1,000,000＋1,055
(16)	30億円以上	40億円未満	50×(年間平均完成工事高)÷ 1,000,000＋1,059
(17)	25億円以上	30億円未満	51×(年間平均完成工事高)÷ 500,000＋ 903
(18)	20億円以上	25億円未満	39×(年間平均完成工事高)÷ 500,000＋ 963
(19)	15億円以上	20億円未満	36×(年間平均完成工事高)÷ 500,000＋ 975
(20)	12億円以上	15億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷ 300,000＋ 893
(21)	10億円以上	12億円未満	39×(年間平均完成工事高)÷ 200,000＋ 811
(22)	8億円以上	10億円未満	38×(年間平均完成工事高)÷ 200,000＋ 816
(23)	6億円以上	8億円未満	25×(年間平均完成工事高)÷ 200,000＋ 868
(24)	5億円以上	6億円未満	25×(年間平均完成工事高)÷ 100,000＋ 793
(25)	4億円以上	5億円未満	34×(年間平均完成工事高)÷ 100,000＋ 748
(26)	3億円以上	4億円未満	42×(年間平均完成工事高)÷ 100,000＋ 716
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	24×(年間平均完成工事高)÷ 50,000＋ 698
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	28×(年間平均完成工事高)÷ 50,000＋ 678
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	34×(年間平均完成工事高)÷ 50,000＋ 654
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	26×(年間平均完成工事高)÷ 30,000＋ 626
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	19×(年間平均完成工事高)÷ 20,000＋ 616
(32)	8,000万円以上	1億円未満	22×(年間平均完成工事高)÷ 20,000＋ 601
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	28×(年間平均完成工事高)÷ 20,000＋ 577
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	16×(年間平均完成工事高)÷ 10,000＋ 565
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	19×(年間平均完成工事高)÷ 10,000＋ 550
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	24×(年間平均完成工事高)÷ 10,000＋ 530
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	13×(年間平均完成工事高)÷ 5,000＋ 524
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	16×(年間平均完成工事高)÷ 5,000＋ 509
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	20×(年間平均完成工事高)÷ 5,000＋ 493
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	14×(年間平均完成工事高)÷ 3,000＋ 483
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	11×(年間平均完成工事高)÷ 2,000＋ 473
(42)		1,000万円未満	131×(年間平均完成工事高)÷ 10,000＋ 397

別表３（別記関係）

区分	自己資本の額又は平均自己資本額		点　　数
(1)	3,000億円以上		2,114
(2)	2,500億円以上	3,000億円未満	63×（自己資本額）÷50,000,000＋1,736
(3)	2,000億円以上	2,500億円未満	73×（自己資本額）÷50,000,000＋1,686
(4)	1,500億円以上	2,000億円未満	91×（自己資本額）÷50,000,000＋1,614
(5)	1,200億円以上	1,500億円未満	66×（自己資本額）÷30,000,000＋1,557
(6)	1,000億円以上	1,200億円未満	53×（自己資本額）÷20,000,000＋1,503
(7)	800億円以上	1,000億円未満	61×（自己資本額）÷20,000,000＋1,463
(8)	600億円以上	800億円未満	75×（自己資本額）÷20,000,000＋1,407
(9)	500億円以上	600億円未満	46×（自己資本額）÷10,000,000＋1,356
(10)	400億円以上	500億円未満	53×（自己資本額）÷10,000,000＋1,321
(11)	300億円以上	400億円未満	66×（自己資本額）÷10,000,000＋1,269
(12)	250億円以上	300億円未満	39×（自己資本額）÷ 5,000,000＋1,233
(13)	200億円以上	250億円未満	47×（自己資本額）÷ 5,000,000＋1,193
(14)	150億円以上	200億円未満	57×（自己資本額）÷ 5,000,000＋1,153
(15)	120億円以上	150億円未満	42×（自己資本額）÷ 3,000,000＋1,114
(16)	100億円以上	120億円未満	33×（自己資本額）÷ 2,000,000＋1,084
(17)	80億円以上	100億円未満	39×（自己資本額）÷ 2,000,000＋1,054
(18)	60億円以上	80億円未満	47×（自己資本額）÷ 2,000,000＋1,022
(19)	50億円以上	60億円未満	29×（自己資本額）÷ 1,000,000＋　989
(20)	40億円以上	50億円未満	34×（自己資本額）÷ 1,000,000＋　964
(21)	30億円以上	40億円未満	41×（自己資本額）÷ 1,000,000＋　936
(22)	25億円以上	30億円未満	25×（自己資本額）÷　500,000＋　909
(23)	20億円以上	25億円未満	29×（自己資本額）÷　500,000＋　889
(24)	15億円以上	20億円未満	36×（自己資本額）÷　500,000＋　861
(25)	12億円以上	15億円未満	27×（自己資本額）÷　300,000＋　834
(26)	10億円以上	12億円未満	21×（自己資本額）÷　200,000＋　816
(27)	8億円以上	10億円未満	24×（自己資本額）÷　200,000＋　801
(28)	6億円以上	8億円未満	30×（自己資本額）÷　200,000＋　777
(29)	5億円以上	6億円未満	18×（自己資本額）÷　100,000＋　759
(30)	4億円以上	5億円未満	21×（自己資本額）÷　100,000＋　744
(31)	3億円以上	4億円未満	27×（自己資本額）÷　100,000＋　720
(32)	2億5,000万円以上	3億円未満	15×（自己資本額）÷　50,000＋　711
(33)	2億円以上	2億5,000万円未満	19×（自己資本額）÷　50,000＋　691
(34)	1億5,000万円以上	2億円未満	23×（自己資本額）÷　50,000＋　675
(35)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	16×（自己資本額）÷　30,000＋　664
(36)	1億円以上	1億2,000万円未満	13×（自己資本額）÷　20,000＋　650
(37)	8,000万円以上	1億円未満	16×（自己資本額）÷　20,000＋　635
(38)	6,000万円以上	8,000万円未満	19×（自己資本額）÷　20,000＋　623
(39)	5,000万円以上	6,000万円未満	11×（自己資本額）÷　10,000＋　614
(40)	4,000万円以上	5,000万円未満	14×（自己資本額）÷　10,000＋　599
(41)	3,000万円以上	4,000万円未満	16×（自己資本額）÷　10,000＋　591
(42)	2,500万円以上	3,000万円未満	10×（自己資本額）÷　5,000＋　579
(43)	2,000万円以上	2,500万円未満	12×（自己資本額）÷　5,000＋　569
(44)	1,500万円以上	2,000万円未満	14×（自己資本額）÷　5,000＋　561
(45)	1,200万円以上	1,500万円未満	11×（自己資本額）÷　3,000＋　548
(46)	1,000万円以上	1,200万円未満	8×（自己資本額）÷　2,000＋　544
(47)		1,000万円未満	223×（自己資本額）÷　10,000＋　361

別表４（別記関係）

区分	平均利益額		点　　数
(1)	300億円以上		2,447
(2)	250億円以上	300億円未満	134×（平均利益額）÷5,000,000＋1,643
(3)	200億円以上	250億円未満	151×（平均利益額）÷5,000,000＋1,558
(4)	150億円以上	200億円未満	175×（平均利益額）÷5,000,000＋1,462
(5)	120億円以上	150億円未満	123×（平均利益額）÷3,000,000＋1,372
(6)	100億円以上	120億円未満	93×（平均利益額）÷2,000,000＋1,306
(7)	80億円以上	100億円未満	104×（平均利益額）÷2,000,000＋1,251
(8)	60億円以上	80億円未満	122×（平均利益額）÷2,000,000＋1,179
(9)	50億円以上	60億円未満	70×（平均利益額）÷1,000,000＋1,125
(10)	40億円以上	50億円未満	79×（平均利益額）÷1,000,000＋1,080
(11)	30億円以上	40億円未満	92×（平均利益額）÷1,000,000＋1,028
(12)	25億円以上	30億円未満	54×（平均利益額）÷　500,000＋　980
(13)	20億円以上	25億円未満	60×（平均利益額）÷　500,000＋　950
(14)	15億円以上	20億円未満	70×（平均利益額）÷　500,000＋　910
(15)	12億円以上	15億円未満	48×（平均利益額）÷　300,000＋　880
(16)	10億円以上	12億円未満	37×（平均利益額）÷　200,000＋　850
(17)	8億円以上	10億円未満	42×（平均利益額）÷　200,000＋　825
(18)	6億円以上	8億円未満	48×（平均利益額）÷　200,000＋　801
(19)	5億円以上	6億円未満	28×（平均利益額）÷　100,000＋　777
(20)	4億円以上	5億円未満	32×（平均利益額）÷　100,000＋　757
(21)	3億円以上	4億円未満	37×（平均利益額）÷　100,000＋　737
(22)	2億5,000万円以上	3億円未満	21×（平均利益額）÷　50,000＋　722
(23)	2億円以上	2億5,000万円未満	24×（平均利益額）÷　50,000＋　707
(24)	1億5,000万円以上	2億円未満	27×（平均利益額）÷　50,000＋　695
(25)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	20×（平均利益額）÷　30,000＋　676
(26)	1億円以上	1億2,000万円未満	15×（平均利益額）÷　20,000＋　666
(27)	8,000万円以上	1億円未満	16×（平均利益額）÷　20,000＋　661
(28)	6,000万円以上	8,000万円未満	19×（平均利益額）÷　20,000＋　649
(29)	5,000万円以上	6,000万円未満	12×（平均利益額）÷　10,000＋　634
(30)	4,000万円以上	5,000万円未満	12×（平均利益額）÷　10,000＋　634
(31)	3,000万円以上	4,000万円未満	15×（平均利益額）÷　10,000＋　622
(32)	2,500万円以上	3,000万円未満	8×（平均利益額）÷　5,000＋　619
(33)	2,000万円以上	2,500万円未満	10×（平均利益額）÷　5,000＋　609
(34)	1,500万円以上	2,000万円未満	11×（平均利益額）÷　5,000＋　605
(35)	1,200万円以上	1,500万円未満	7×（平均利益額）÷　3,000＋　603
(36)	1,000万円以上	1,200万円未満	6×（平均利益額）÷　2,000＋　595
(37)		1,000万円未満	78×（平均利益額）÷　10,000＋　547

別表５（別記関係）

区分	技術職員数値		点　　数
(1)	15,500以上		2,335
(2)	11,930以上	15,500未満	62×（技術職員数値）÷3,570＋2,065
(3)	9,180以上	11,930未満	63×（技術職員数値）÷2,750＋1,998
(4)	7,060以上	9,180未満	62×（技術職員数値）÷2,120＋1,939
(5)	5,430以上	7,060未満	62×（技術職員数値）÷1,630＋1,876
(6)	4,180以上	5,430未満	63×（技術職員数値）÷1,250＋1,808
(7)	3,210以上	4,180未満	63×（技術職員数値）÷　970＋1,747
(8)	2,470以上	3,210未満	62×（技術職員数値）÷　740＋1,686
(9)	1,900以上	2,470未満	62×（技術職員数値）÷　570＋1,624
(10)	1,460以上	1,900未満	63×（技術職員数値）÷　440＋1,558
(11)	1,130以上	1,460未満	63×（技術職員数値）÷　330＋1,488
(12)	870以上	1,130未満	62×（技術職員数値）÷　260＋1,434
(13)	670以上	870未満	63×（技術職員数値）÷　200＋1,367
(14)	510以上	670未満	62×（技術職員数値）÷　160＋1,318
(15)	390以上	510未満	63×（技術職員数値）÷　120＋1,247
(16)	300以上	390未満	62×（技術職員数値）÷　90＋1,183
(17)	230以上	300未満	63×（技術職員数値）÷　70＋1,119
(18)	180以上	230未満	62×（技術職員数値）÷　50＋1,040
(19)	140以上	180未満	62×（技術職員数値）÷　40＋　984
(20)	110以上	140未満	63×（技術職員数値）÷　30＋　907
(21)	85以上	110未満	63×（技術職員数値）÷　25＋　860
(22)	65以上	85未満	62×（技術職員数値）÷　20＋　810
(23)	50以上	65未満	62×（技術職員数値）÷　15＋　742
(24)	40以上	50未満	63×（技術職員数値）÷　10＋　633
(25)	30以上	40未満	63×（技術職員数値）÷　10＋　633
(26)	20以上	30未満	62×（技術職員数値）÷　10＋　636
(27)	15以上	20未満	63×（技術職員数値）÷　5＋　508
(28)	10以上	15未満	62×（技術職員数値）÷　5＋　511
(29)	5以上	10未満	63×（技術職員数値）÷　5＋　509
(30)		5未満	62×（技術職員数値）÷　5＋　510

別表６（別記関係）

区分	年間平均元請完成工事高		点　　数
(1)	1,000億円以上		2,865
(2)	800億円以上	1,000億円未満	119×（年間平均元請完成工事高）÷20,000,000＋2,270
(3)	600億円以上	800億円未満	145×（年間平均元請完成工事高）÷20,000,000＋2,166
(4)	500億円以上	600億円未満	87×（年間平均元請完成工事高）÷10,000,000＋2,079
(5)	400億円以上	500億円未満	104×（年間平均元請完成工事高）÷10,000,000＋1,994
(6)	300億円以上	400億円未満	126×（年間平均元請完成工事高）÷10,000,000＋1,906
(7)	250億円以上	300億円未満	76×（年間平均元請完成工事高）÷ 5,000,000＋1,828
(8)	200億円以上	250億円未満	90×（年間平均元請完成工事高）÷ 5,000,000＋1,758
(9)	150億円以上	200億円未満	110×（年間平均元請完成工事高）÷ 5,000,000＋1,678
(10)	120億円以上	150億円未満	81×（年間平均元請完成工事高）÷ 3,000,000＋1,603
(11)	100億円以上	120億円未満	63×（年間平均元請完成工事高）÷ 2,000,000＋1,549
(12)	80億円以上	100億円未満	75×（年間平均元請完成工事高）÷ 2,000,000＋1,489
(13)	60億円以上	80億円未満	92×（年間平均元請完成工事高）÷ 2,000,000＋1,421
(14)	50億円以上	60億円未満	55×（年間平均元請完成工事高）÷ 1,000,000＋1,367
(15)	40億円以上	50億円未満	66×（年間平均元請完成工事高）÷ 1,000,000＋1,312
(16)	30億円以上	40億円未満	79×（年間平均元請完成工事高）÷ 1,000,000＋1,260
(17)	25億円以上	30億円未満	48×（年間平均元請完成工事高）÷ 500,000＋1,209
(18)	20億円以上	25億円未満	57×（年間平均元請完成工事高）÷ 500,000＋1,164
(19)	15億円以上	20億円未満	70×（年間平均元請完成工事高）÷ 500,000＋1,112
(20)	12億円以上	15億円未満	50×（年間平均元請完成工事高）÷ 300,000＋1,072
(21)	10億円以上	12億円未満	41×（年間平均元請完成工事高）÷ 200,000＋1,026
(22)	8億円以上	10億円未満	47×（年間平均元請完成工事高）÷ 200,000＋ 996
(23)	6億円以上	8億円未満	57×（年間平均元請完成工事高）÷ 200,000＋ 956
(24)	5億円以上	6億円未満	36×（年間平均元請完成工事高）÷ 100,000＋ 911
(25)	4億円以上	5億円未満	40×（年間平均元請完成工事高）÷ 100,000＋ 891
(26)	3億円以上	4億円未満	51×（年間平均元請完成工事高）÷ 100,000＋ 847
(27)	2億5,000万円以上	3億円未満	30×（年間平均元請完成工事高）÷ 50,000＋ 820
(28)	2億円以上	2億5,000万円未満	35×（年間平均元請完成工事高）÷ 50,000＋ 795
(29)	1億5,000万円以上	2億円未満	45×（年間平均元請完成工事高）÷ 50,000＋ 755
(30)	1億2,000万円以上	1億5,000万円未満	32×（年間平均元請完成工事高）÷ 30,000＋ 730
(31)	1億円以上	1億2,000万円未満	26×（年間平均元請完成工事高）÷ 20,000＋ 702
(32)	8,000万円以上	1億円未満	29×（年間平均元請完成工事高）÷ 20,000＋ 687
(33)	6,000万円以上	8,000万円未満	36×（年間平均元請完成工事高）÷ 20,000＋ 659
(34)	5,000万円以上	6,000万円未満	22×（年間平均元請完成工事高）÷ 10,000＋ 635
(35)	4,000万円以上	5,000万円未満	27×（年間平均元請完成工事高）÷ 10,000＋ 610
(36)	3,000万円以上	4,000万円未満	31×（年間平均元請完成工事高）÷ 10,000＋ 594
(37)	2,500万円以上	3,000万円未満	19×（年間平均元請完成工事高）÷ 5,000＋ 573
(38)	2,000万円以上	2,500万円未満	23×（年間平均元請完成工事高）÷ 5,000＋ 553
(39)	1,500万円以上	2,000万円未満	28×（年間平均元請完成工事高）÷ 5,000＋ 533
(40)	1,200万円以上	1,500万円未満	19×（年間平均元請完成工事高）÷ 3,000＋ 522
(41)	1,000万円以上	1,200万円未満	16×（年間平均元請完成工事高）÷ 2,000＋ 502
(42)		1,000万円未満	341×（年間平均元請完成工事高）÷ 10,000＋ 241

第１号書式（その１）　（第９条関係）

分　類		業　種	

受付番号	許可番号	商号又は名称（フリガナ）	工事希望型競争に係る工事の希望工種				
			用排水路 河川	管水路 畑かん 施設	圃場整備 農用地造成	トンネル	農道

大手中小の別	客観的数値(A)			主観的数値(B)			資格点数（Ａ＋Ｂ）	格付等級	資本金（単位：千円）
	労働福祉		総合評点	専門技術者	施行成績	計			

１．分類欄にあっては、建設工事契約又は測量・建設コンサルタント等契約を記載。
２．業種欄にあっては、土木工事契約、舗装工事契約、建築工事契約を記載

第１号書式（その２）　（第10条関係）

分類	建設工事契約

受付番号	許可番号	商号又は名称	住所	電話番号	大手中小の別	申請する業種の区分																						備考
						土木					建築					舗装					電気	管	鋼管	機械	電通	さく井	その他		
						格付	客観点数	主観点数	資格点数	順位	格付	客観点数	主観点数	資格点数	順位	格付	客観点数	主観点数	資格点数	順位									

１．商号又は名称、代表者氏名及び住所は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載されたものを記入する。
２．大手、中小の別は申請者が企業者の場合において官公需についての中小企業者の発注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条の中小企業を中小とし、それ以外を大手とする。

第１号書式（その３）　（第10条関係）

分　類	測 量 ・ 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 契 約

受付	商号又は名称	住所	電話番号	格付	測量	土地家屋	建設	建築	計量	地質	補償	その他	備考

第２号書式（第 11 条関係）

番　　号
年　月　日

通　　知　　書

郵便番号
住　　所
　商号又は名称
殿

北　陸　農　政　局　長

先に審査申請のあった　　年度に係る一般競争（指名競争）参加資格〔契約の種類○○○、業種区分○○○〕について、審査の結果、資格がありませんので通知します。

（作成上の注意）

参加資格の〔　〕書きは、契約の種類又は業種区分が複数の場合に記入すること。

第３号書式（第 12 条関係）

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量・建設コンサルタント等）

年　　月　　日

○　○　農　政　局　長　　殿

登録部局名　　東 北 、関 東 、北 陸 、東 海 、近 畿 、中国四国 、九 州
登 録 番 号
住　　所　　〒
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（担当者名）

申請代理人
住　所　　〒
氏　名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1　変更内容

変　更　事　項	変　　更　　前	変　　更　　後	変 更 年 月 日

2　変更事項に係る添付書類名

記載要領
1．申請部数は登録業種（建設工事、測量・建設コンサルタント等）別に１部とし、本社（店）が所在する地方農政局（本局）の担当窓口へ提出願います。（郵送可）
2．登録されている資格の種類を、表題の（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に○印を付すこと。
3．「登録部局」の欄には、すでに登録されている局名に○印を付すこと。
4．「登録番号」の欄には、資格確認通知書等に記載されて登録番号を記載すること。
5．本様式に収まらない場合は、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。また、添付書類については「申請手引き」を参照してください。
6．○○農政局長の「○○」には、当該農政局名称を記載してください。（東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州のいずれかを記入。）

第４号書式（その１）（第 14 条関係）

番　　号
年　月　日

北　陸　農　政　局　長　　殿

支出負担行為担当官［分任支出負担行為担当官
契　約　担　当　官］
北陸農政局長（○○事業所長）
氏　　名

資　格　取　消　事　由　報　告　書

このことについて、下記のとおり資格取消事由が発生しましたので、報告します。

記

１　発生年月日
２　有資格者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに住所
３　契約の種類及び等級
４　該当条項及びその事実の詳細
５　該当年度における契約の実績　　○件　　金額　　万円
６　取消事由発生時の経営の規模及び経営の状態
７　報告に係る事項についての発生者の説明

作製上の注意

令第 102 条第１項及び規則第 25 条の規定により、農林水産大臣に報告する場合には、本報告書とは別に作成し、正１通、副３通を大臣官房参事官（経理）を経由して提出すること。

この場合には本報告書の副本を添付する。

なお、令第 70 条に該当する者については、農林水産大臣に対する報告を要しない。

第４号書式（その２）（第 14 条関係）

番　　号
年　月　日

資　格　取　消　通　知　書

郵便番号
住　　所
　商号又は名称　　殿

北　陸　農　政　局　長

貴殿は、　　年　月　日付け第　　号をもって資格確認通知書により、有資格者として通知しましたが、今回
の理由により資格を取り消します。

第５号書式（１）　（第17条関係）

01	1：　新規
	2：　更新

※02受付番号	
前回受付番号	

※03　業者コード	
04　建設業許可番号	ー

※申請者		06適格組	年　月　日
05の規模		合証明	第　　号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

　　年度及び　　年度において、農林水産省地方農政局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年　月　日

農 政 局 長　　殿

07　本社（店）郵便番号

08　法人番号

フ リ ガ ナ
09　本社（店）住所

フ リ ガ ナ
10　商号又は名称

11　役　職

フ リ ガ ナ
代表者氏名

フ リ ガ ナ
12　担当者氏名

13　本社（店）電話番号

14　担当者電話番号
（内線番号　　）

15　本社(店)ＦＡＸ番号

16　メールアドレス

17　申請代理人
申請代理人　郵便番号
申請代理人　住　所
申請代理人　氏　名
申請代理人　電話番号

18　外資状況

1　外国籍会社	2　日本国籍会社	3　日本国籍会社	
［国名：　　］	［国名：　　］	［国名：　　］	［国名：　　］
	（外資比率：１００％）	（外資比率：　　％）	（外資比率：　　％）

19　営業年数　　年

20　総職員数　　（人）

21　設立年月日（和暦）

明治　大正
昭和　平成　　年　　月　　日
令和

22　みなし大企業

□　下記のいずれかに該当する　□　該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。（以下同じ）

第５号書式（２）

※受付番号		※業者コード	

23	①　競争参加資格 希望工種区分		②　年間平均完成工事高 （千円）	③申請を希望する部局 01 東北局	02 関東局	03 北陸局	04 東海局	05 近畿局	06 中四局	07 九州局	合計
完	01	土木一式工事									
	02	建築一式工事									
成	08	電気工事									
	09	管工事									
工	11	鋼構造物工事									
	13	舗装工事									
事	17	塗装工事									
	20	機械器具設置工事									
高	22	電気通信工事									
	24	さく井工事									
	99	その他工事									
	その他										
	合計										

（注）②年間平均完成工事高欄については、記載不要。

第６号書式　（第17条関係）

※受付番号		※業者コード	

営　業　所　一　覧　表

番号	契約営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号(上段) ＦＡＸ番号(下段)	建設業許可業種（上段） 営業区域（下段）
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			
		－			

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

記載要領

1　本表は、申請日現在で作成すること。
2　「番号」欄には、01から連番を付し（本社は00で固定）、「営業所名称」の欄には、建設業の許可を有し、申請を希望する部局と常時契約を締結できる本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
3　「営業所名称」欄には、本社（店）の場合は何も記載しないこと。（記載した場合は、電子入札システムの利用者登録ができません。）
4　「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰で記載すること。
5　「電話・ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号をそれぞれ左詰で記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
6　「建設業許可業種」（上段）の欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○を付すること。
7　「営業区域」（下段）の欄には、その営業所が営業する区域について、都道府県別に記載すること。

第７号書式　（第17条関係）

※受付番号		※業者コード		前回受付番号							

業　　態　　調　　書

営業所等の役職者名

番号	役　職　名	氏　名	ＩＳＯ取得状況（年月日） 9000ｼﾘｰｽﾞ	14000ｼﾘｰｽﾞ
00			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日
			年　月　日	年　月　日

一般土木工事における希望工種

希　望　工　種	東北	関東	北陸	東海	近畿	中四	九州
(1)用排水路・河川							
(2)管水路・畑かん施設							
(3)圃場整備・農用地造成							
(4)トンネル							
(5)農道							

有資格者等数値

項　　目			数　値　等	
農門技員	有格	技術士補（農業部門）		人
業専術数		畑地かんがい技士		人
部門職	資者	畑地かんがい技士補		人
経査	総点	土木		点
営関	合(P)	建築		点
事係	評	舗装		点
項数	社性	労働福祉		点
審値	会等			
	資本金			千円
審査基準日		年　月　日		

記載要領

1　「番号」の欄には、営業所一覧表に対応した番号を付し、各営業所毎に役職名及び氏名を記載すること。
2　「前回受付番号」の欄には、前回申請を行った部局の受付番号を記載すること。
3　「番号」欄中の00にあっては、本社とし記載は要しない。
4　契約営業所が契約者となる場合、「役職名」は様式１の「商号・名称」及び様式２の「契約営業所名称」から続いて契約者名となるので、名称重複には注意すること。
　（例：「役職名」を「○○営業所長」とする場合、契約者名は、様式１の「商号・名称」及び様式２の「契約営業所名称」から続き、「（株）□□建設○○営業所○○営業所長」となる。）
5　「ＩＳＯ取得状況」は、直近の更新日を西暦で記載すること。

第８号書式（１）　（第17条関係）

※受付番号	

※業者コード	

共 同 企 業 体 等 調 書 （その１）

| 建設工事の種類 | 技術職員数 | | |

第８号書式（２）

※受付番号	

※業者コード	

共 同 企 業 体 等 調 書 （その２）

建設工事の種類	技術職員数																																		合 計
	1 級						1 級 （講習受講）						監理補佐						基 幹						2 級						その他						
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	
01 土木一式工事																																			
02 建築一式工事																																			
08 電気工事																																			
09 管工事																																			
11 鋼構造物工事																																			
13 舗装工事																																			
17 塗装工事																																			
20 機械器具設置工事																																			
22 電気通信工事																																			
24 さく井工事																																			
99 その他工事																																			
合 計																																			

項目	建設工事の種類	区 分	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	※数値	※点数	※合計	※評点
X１	01 土木一式工事	年間平均完成工事高(千円)										
	02 建築一式工事											
	13 舗装工事											
Z	01 土木一式工事	年間平均元請完成工事高(千円)										
	02 建築一式工事											
	13 舗装工事											

項目	区 分	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	※数値	※点数	※合計	※評点
X２	自己資本額(千円)										
	利 益 額(千円)										
Y	経 営 状 況 (評点)										
W	その他の審査項目 (評点)										

経常建設共同企業体として登録を受けた工事種別については、単体企業として登録を受けている当該工事種別についての登録を取り下げるものとします。

第９号書式（１）　（第20条関係）

01	1：新　規
	2：更　新

※02受付番号	
前回受付番号	

※03 業者コード	

※　申請者 04　の規模		05　適格組 合証明	年　月　日 第　　号

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

　　年度及び　　年度において、農林水産省地方農政局で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年　月　日

農　政　局　長　　殿

06　本社（店）郵便番号　　07　法人番号

フ　リ　ガ　ナ
08　本社（店）住所

フ　リ　ガ　ナ
09　商号又は名称

10　役　　職

フ　リ　ガ　ナ
代　表　者　氏　名

フ　リ　ガ　ナ
11　担当者氏名

12　本社（店）電話番号

13　担当者電話番号

（内線番号　　）

14　本社(店)ＦＡＸ番号

15　メールアドレス

16　申請代理人　　申請代理人　郵便番号

申請代理人　住　　所

申請代理人　氏　　名　　申請代理人　電話番号

17　登録等を受けている事業

登録事業名	登　録　番　号	登録年月日	登録事業名	登　録　番　号	登録年月日	登録事業名	登　録　番　号	登録年月日
測量業者	第　　号	年　月　日	建築士事務所	第　　号	年　月　日	建設ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	第　　号	年　月　日
地質調査業者	第　　号	年　月　日	補償ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ	第　　号	年　月　日	不動産鑑定業者	第　　号	年　月　日
土地家屋調査士	第　　号	年　月　日	司法書士	第　　号	年　月　日	計量証明事業者	第　　号	年　月　日
	第　　号	年　月　日		第　　号	年　月　日		第　　号	年　月　日

18　設立年月日（和暦）

明治　大正
昭和　平成　　年　　月　　日
令和

※欄については、記入しないこと。（以下同じ）

19　みなし大企業

□　下記のいずれかに該当する　□　該当しない

・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

第9号書式(2)

※受付番号	

※業者コード	

20　測量等実績高

①　競争参加資格 希望業種区分	②　直前２年度分決算		③　直前１年度分決算		④直前２ケ年間の 年間平均実績高 (千円)	⑤申請を希望する部局						
	年　月から 年　月まで (千円)	年　月から 年　月まで (千円)	年　月から 年　月まで (千円)	年　月から 年　月まで (千円)		01 東北局	02 関東局	03 北陸局	04 東海局	05 近畿局	06 中四局	07 九州局
測　量												
土地家屋調査												
建設コンサルタント												
建築士事務所												
計量証明												
地質調査												
補償コンサルタント												
その他												
合　計												

21　有資格者数（人）

一級建築士	構造設計一級建築士	設備設計一級建築士	二級建築士	一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補	土地家屋調査士	司法書士	

技術士建設部門	技術士農業部門	技術士森林部門	技術士上下水道部門	技術士電気電子部門	技術士機械部門	技術士補農業部門							

畑地かんがい技士	畑地かんがい技士補	土地改良補償業務管理者	土地改良補償業務管理者補	専門学科卒業後、農業土木実務経験７年以上の者	土地改良事業用地補償業務７年以上の者	農業土木技術管理士	ＲＣＣＭ農業土木	農業水利施設機能総合診断士	農業用ため池管理保全技士				

第９号書式（３）

※受付番号		※業者コード	

22　建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																				補償コンサルタント業務							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
河川、砂防及び海岸	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造物及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気・電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合保障部門

23	区　　分	直前決算時（千円）
自己資本額	①（株式資本のうち外国資本） （株主資本のうち払込資本金） 株主資本	
	② 評価・換算差額等	
	③ 新株予約権	
	④ 株主引受権	
	⑤ 計（P）	

24 損益計算書	税引前当期利益(千円) (S)	
25 貸借対照表	① 流動資産（千円）（m）	
	② 流動負債（千円）（n）	
	③ 固定資産（千円）（Q）	
	④ 総資本額（千円）（R）	

26 経営比率		
	① 総資本純利益率（S／R×100）	.　（%）
	② 流動比率（m／n×100）	.　（%）
	③ 自己資本固定比率（P／Q×100）	.　（%）

27 外資状況		
	1 外国籍会社［国名：　］（外資比率：１００%）	3 日本国籍会社［国名：　］（外資比率：　%）
	2 日本国籍会社［国名：　］（外資比率：　%）	［国名：　］

28 営業年数等		
	① 創業	年　月　日
	② 休業期間又は転（廃）業の期間	年　月　日から 年　月　日まで
	③ 現組織への変更	年　月　日
	④ 営業年数	年

29 常勤職員の数(人)	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④　計	⑤役職員等

※ ⑤は④の内数

第10号書式　（第22条関係）

※受付番号	

※業者コード	

（登録業種区分）

測　量　等　実　績　調　書

注　文　者	元請又は下請の別	件　名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある都道府県名	請負代金の額（千円）	着　工　年　月 完成（予定）年月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月
						年　月 年　月

記載要領

1　本表は、登録を受けた業種の各別又はその他の営業の種類の各別に作成すること。

2　本表は、直前２年間の主な完成業務及び直前２年間に着手した主な未完成業務について記載すること。

3　下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。

4　「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。

5　「請負代金の額」は、消費税込み金額を記載すること。

第11号書式　（第22条関係）

※受付番号	

※業者コード	

（種類）

技　術　者　経　歴　書

氏　　名	最　終　学　歴		法令による免許等		実　　務　　経　　歴	実務経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名　　称	取得年月日		
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月
				年　月　日		年　月

記載要領

1　本表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。
　また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結できる事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、（　）書きで当該営業所名を記載すること。

2　「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。

3　「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
　（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）

4　「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

第12号書式　（第22条関係）

※受付番号		※業者コード		前回受付番号	

営　業　所　一　覧　表

番号	契約営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段） ＦＡＸ番号（下段）	営業区域
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			
	（　　）	－ 			

記載要領

1　本表は、申請日現在で作成すること。
2　「番号」欄には、01から連番を付し（本社は00で固定）、「営業所名称」欄には、常時契約を締結できる本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、（　）内には営業所等の所長等の役職名、氏名を記載すること。
3　「営業所名称」欄には、本社（店）の場合は何も記載しないこと。（記載した場合は、電子入札システムの利用者登録ができません。）
4　「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰で記載すること。
5　「電話・ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
6　「営業区域」の欄には、その営業所が営業する区域について、都道府県別に記載すること。

第 13 号書式（第 25 条関係）

番　　号
年　月　日

契　約　の　種　類	業　種　区　分

登　録　確　認　通　知　書

郵便番号
住　　所

商号又は名称

殿

登録番号

有効期限　　年　　月　　日

北　陸　農　政　局　長

先に審査申請のあった　　年度に係る一般競争（指名競争）参加資格について、申請のとおり有資格者名簿に登載しましたので、通知します。

なお、住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及び連絡先等に変更があった場合は、直ちにその旨届け出てください。

備考：用紙の大きさは、適宜の大きさにすること。

第 14 号書式（第 35 条関係）　　（Ａ４横）

分　類	

受付番号	商号又は名称	代表者氏名	郵便番号 住所 電話番号	大手 中小 の別	契約実績高	業種
					千円	

記載要領

１．分類には、本要領第３条に示す契約の種類を記入する。
２．商号又は名称、代表者氏名及び住所は、随意契約登録者名簿登録申請書（書式第 15 号）に記載されたものを記入する。
３．大手、中小の別は、申請者が企業者の場合において官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第２条の中小企業者を中小とし、それ以外を大手とする。
４．契約実績高は、当該農政局との間に前々年の１月１日から前年の 12 月末日までに契約を行った実績高を記入する。
５．業種は、別表業種別区分表の業種の区分を記入する。

第 15 号書式（第 35 条関係）　　（Ａ４横）

随 意 契 約 登 録 者 名 簿 登 録 申 請 書

年度において、貴　　で行われる随意契約の相手方として随意契約登録者名簿に登載願いたく申請します。
なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

１．希望する契約の種類　　①建　設　工　事　　②測量・建設コンサルタント等

２．希望する業種品目等

３．経営規模等総括表　　別紙のとおり

年　　月　　日

殿

（郵便番号）

住（フリガナ）所

商号又は名称（フリガナ）

代表者氏名（フリガナ）

担当者氏名（フリガナ）

電話番号：（市外局番）

別紙　　（Ａ４横）

経　営　規　模　等　総　括　表　（　随　意　契　約　）

<table>
<tr><td rowspan="7">製造等実績高</td><td>随意契約を希望する
業　　種　　区　　分</td><td>直前第１年度分決算
年　　月から
年　　月まで</td><td>※
自　己
資本額</td><td>千円</td><td>※
設　備
の　額</td><td>千円</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">職　員
の　数</td><td>常勤職員</td><td>非常勤職員</td><td>合　　計</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">営　業
年数等</td><td>創　　業</td><td colspan="2">営業年数</td></tr>
<tr><td></td><td>年　　月　　日</td><td colspan="2">年</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">過　去　１　年　間　に　お　け　る
当　該　農　政　局　と　の　契　約　実　績　高</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">千円</td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td>調査
結果</td><td colspan="3">適　　否</td></tr>
</table>

記載要領

１．一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の記入に準じて記入すること。

２．※印欄は、個人であって記入困難な場合は、当該申請書の申請機関に相談すること。